

令和8年度中野区地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター） 【会計年度任用職員】募集案内

応募資格

次のすべてに該当する方

- ① 令和8年4月1日時点で、ア～エのいずれかの資格を有する方
 - ア 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に定める保健師又は看護師の免許を有する者
 - イ 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）に定める免許を有する者、又は言語聴覚士法（平成9年法律第132号）に定める免許を有する者
 - ウ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）に定める社会福祉士資格を有する者
 - エ 介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護支援専門員の資格を有する者
- ② 地域活動への理解があり、多様な主体（町会、老人クラブ、多様な趣味活動・ボランティア団体等）と連携または調整した経験があり、高齢者の住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域の支え合い体制を構築・推進することに意欲があること。
※他自治体で生活支援コーディネーターの業務経験がある方は採用選考申込書にその旨記入願います。
- ③ パソコン（ワード、エクセル、パワーポイント、メール）の基本操作ができること。
- ④ 職務を行うに適する健全な心身を有すること。
- ⑤ 欠格条項（最後頁に掲載）に該当しないこと。

採用予定数

2名程度

受験申込

地域支え合い推進員（会計年度任用職員）採用選考申込書、応募に必要な資格を証明する免許の写しを、郵送または直接持参により中野区役所3階の介護予防推進係へご提出ください。採用選考申込書は、中野区役所ホームページからダウンロードできます。

郵送による申込み

令和8年1月7日（水）の消印有効といたします。

封筒の表面に「地域支え合い推進員採用選考申込書在中」と赤字で明記し、必ず簡易書留により郵送ください。（簡易書留によらないものの事故等は責任を負いかねます。）

直接持参による申込み

令和8年1月9日（金）までに、中野区役所3階3番窓口にご提出ください。

祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで申込みを受け付けます。

採用選考申込書の作成方法

写真を貼付してください。写真は、最近3か月以内に撮影したもので、上半身、脱帽、正面を向いたものをご用意ください。

別紙に志望理由と作文（400文字程度。テーマは別紙に記載。）を記載してください。

※個人情報については、「中野区個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、適正に管理しています。

選考方法

応募書類と面接により、以下のとおり選考します。

第1次選考 書類選考

応募書類を元に書類選考を行い、面接受験者を決定します。書類選考の結果は、令和8年1月16日（金）を目途に、応募者全員に通知します。

第2次選考 面接選考

書類選考を通過した方を対象に実施します。令和8年1月21日（水）～23日（金）のいずれか1日に、1人につき30分程度の個別面接により行います。場所は中野区役所内です。

面接日、集合時刻、集合場所等詳細については、書類選考の結果通知の際に、個別にお知らせします。

面接選考の結果は、令和8年1月30日（金）を目途に、面接受験者全員に通知します。

勤務条件等

勤務内容

中野区の日常生活圏域（すこやか福祉センターの担当区域）における第2層生活支援コーディネーターとして以下に関する業務。

- ・介護予防に資する地縁組織等多様な主体（以下、活動団体等）と顔の見える関係を築くこと。
- ・通いの場の把握とリスト作成を行い関係機関者に提供すること。
- ・地域団体が地域課題を発見し、解決のための資源発掘・開発が出来るよう伴走支援すること。
- ・地域団体同士の相互の交流機会を作ること。
- ・区内高齢者会館^注等が実施する介護予防事業に対し、強化支援を行うこと。
- ・区が主催する地域ケア会議に出席し、専門的な立場で意見を述べること。
- ・生活支援コーディネーターとしての技術向上のための研修に参加すること。
- ・必要に応じて地域の関係機関と連携すること。

注：令和8年4月1日より「健幸プラザ」に改称予定

勤務場所

中野区役所本庁舎（中野区中野4-11-19 中野駅徒歩6分）

※主に区内高齢者会館の巡回支援に従事

採用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間

勤務日数

原則として、土曜日、日曜日、祝日を除く月曜日から金曜日までの日で、週3日の勤務になります。

ただし、業務の都合により、土曜日、日曜日、祝日が勤務日となる場合があります。各月の勤務日は別途指定します。

勤務時間

原則として、午前8時30分から午後5時15分までの実動7時間45分です。

ただし、夜間に開催する会議への出席のために勤務開始時間を遅らせることができます。

休暇

年次有給休暇（任用初年度の場合9日）が年度で付与されます。年次有給休暇は時間単位の取得が可能です。そのほか夏季休暇3日、慶弔休暇等があります。

報酬等

基本給は、月額210,500円程度です。

また、基本給以外に、期末・勤勉手当、通勤手当及び交通費が実費により別途支給されます。
なお、通勤手当には月額 55,000 円程度の支給限度額があります。

社会保険等

健康保険、厚生年金保険、雇用保険、年齢により介護保険に加入します。

その他

勤務開始後に健康診断を実施します。

欠格条項

〈地方公務員法第 16 条〉

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
(平一一法一五一・平二六法三四・令元法三七・一部改正)

(注) 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

※本選考は令和 8 年度の一般会計予算(案)に計上されている事案であり、議会の議決を得られることを条件として、事業計画を定めるものです。

(お問い合わせ・お申し込み先)

〒164-8501

中野区中野4-11-19 中野区役所(3階3番窓口)

地域支えあい推進部 地域包括ケア推進課 介護予防推進係

担当:末平(すえひら)・齊藤(さいとう)

TEL 03-3228-8949(直通)